



後期高齢者医療保険料の還付金の未処理等について

後期高齢者医療保険料の特別徴収分（年金からの天引き）について、還付すべき保険料の一部に未処理（令和6年度及び令和7年度の過誤納金）及び還付処理の遅れ（令和7年度の過誤納金）が判明したため、お知らせします。

1 制度概要（後期高齢者医療保険料の特別徴収分の還付）

被保険者が亡くなった場合、死亡日を基準に保険料を再計算し、過誤納金が生じたときは速やかに相続人に還付します。なお、当該年度内は保険料の歳入から、過年度分は後期高齢者医療事業特別会計における歳出予算「諸支出金」から支払います。

また、還付は保険料の徴収時期により取扱いが異なり、「死亡日の翌日以降に徴収された分（以下「通知による還付」といいます。）」は、日本年金機構から送付される返納金内訳書に基づき還付します。一方、「死亡日以前に徴収された分（以下「再計算による還付」といいます。）」は、機構からの通知がないため、本市が保険料を再計算し、過誤納金が生じた場合に還付します。

2 概要及び影響

令和8年7月、令和8年度予算の諸支出金の予算不足が見込まれることから、その要因を調べたところ、「再計算による還付」について、次のとおり不適正な事務処理が判明しました。なお「通知による還付」は適正に処理されています。

(1) 還付の未処理

「再計算による還付」のうち、令和6年度の11月分以降のすべて、及び令和7年度の一部が、還付されないまま未処理となっていました。その状況は次の表のとおりです。

「再計算による還付」の未処理状況

賦課年度	①未処理の還付金		②還付加算金		(参考)未処理の還付金 (最小／最大金額)
	人数	金額	人数	金額	
令和6年度 (11月分以降)	363人	2,583,702円	1人	約1,200円	最小金額 81円 最大金額 63,695円
令和7年度	46人	562,543円	0人	0円	最小金額 362円 最大金額 53,601円
計	409人	3,146,245円	1人	約1,200円	最小金額 81円 最大金額 63,695円

(注) ①は確定額です。②は概算（予定）額で、還付完了日までの期間に応じて変動します。
上記は令和8年10月中の還付完了を前提に算出しています。

(2) 還付処理の遅れ

過誤納金は確定の都度速やかに還付すべきところ、令和7年度分の「再計算による還付」は、令和8年3月から還付処理を行いました。このため当該年度の歳入からの還付が間に合わず、令和8年度予算の諸支出金から支払うこととなり、還付に係る予算が不足することになりました。

3 経過及び原因

(1) 経過

令和7年12月、保険年金課職員が、令和6年度11月以降分の「再計算による還付」が未処理であることに気付きましたが、その事実を上司に報告・相談しないまま、所属長等の決裁を経て、令和8年3月から還付処理を行っていました。

(2) 原因

ア システム更新に伴う事務手順変更の徹底不足

令和6年10月のシステム更新に伴い「再計算による還付」の対象者リストを作成する必要が生じましたが、組織として変更後の手順の周知・確認が職員に対して十分に行われておらず、リスト作成と還付処理を行っていませんでした。

イ 制度理解の確認不足及び適切な報告の欠如

当該制度について、組織として職員への十分な周知や理解度の確認が行われておらず、また未処理に気付いた際に上司へ報告・相談する仕組みが十分に機能していませんでした。

ウ 組織的な業務管理の欠如

管理職等による業務管理が行われておらず、職員任せとなり、決裁時の内容確認も不十分で、不適正な事務処理が長期間是正されませんでした。

4 対応状況

本件発覚後、後期高齢者医療保険料及び保険年金課が事務を行う国民健康保険料について、令和3年度まで遡り調査した結果、令和8年度分を含め本件以外は適正に還付処理を行っていることを確認しました。

5 今後の対応

還付が必要な相続人に、お詫び文書及び還付通知書を速やかに送付します。

6 再発防止策

本事案を重く受け止め、次のとおり再発防止に取り組みます。

(1) 制度及び事務処理手順の理解徹底

全ての職員が担当業務の趣旨や市民の生活に直接影響することを十分理解した上で事務を行うよう、改めて周知徹底を図ります。あわせて、制度や事務処理手順について、グループ内での協議などの機会を活用して全ての職員の知識向上に努めます。特に制度変更時は、変更内容や制度上の趣旨、新たな事務内容を課内で確実に共有し、処理漏れを防ぎます。

(2) 組織的な確認体制の強化

管理職等が業務の進捗状況を実際に確認することを徹底します。あわせて、職員が誤りや疑問に気付いた際には一人で判断せず、速やかに上司へ報告・相談するよう周知徹底を図ります。また、報告・相談しやすい職場づくりにより、職員任せとならない組織的なチェック体制を強化します。

(3) 全庁的な再発防止の徹底

本事案を踏まえ、別紙のとおり、庁内（上下水道局及び行政委員会を含む。）に通知を行い、全庁的な再発防止の徹底を図ります。

(別紙)

呉 行 2 第 号

令和 8 年 8 月 日

各 部 (局) 長 様

総 務 部 長

(行政改革デジタル推進第2課)

**後期高齢者医療保険料の還付金の未処理等の発生
及び再発防止について（通知）**

本市では、内部統制制度を導入し、組織的に取組を進めているところですが、別紙のとおり、後期高齢者医療保険料の特別徴収分の還付事務において、還付すべき保険料の一部に未処理及び還付処理の遅れが生じる事務処理誤りが発生しました。

市が行う各種事務は、市民の生活や財産に直接影響を及ぼす重要なものであり、適正かつ確実に実施する必要があります。

不適正な事務処理の再発を防止するには、日頃から、職員一人一人が、制度本来の趣旨や根拠法令を理解した上で業務に取り組むことが重要です。

また、事務処理上の誤りや遅れ、判断に迷う点が生じた際に、担当者が一人で抱え込まず、速やかに上司へ報告・相談することは、事務を適正に処理する上で基本的かつ重要な対応です。

さらに、管理職等は、業務が適正かつ確実に行われているか、進捗状況を確実に把握する必要があります。その上で、日頃から報告・相談しやすい職場づくりに努め、担当者任せにすることなく、組織的なチェック体制を強化することも重要です。

つきましては、各部（局）長におかれましては、本事案を各部（局）の業務に当てはめ、どの部署においても起こりうることだと認識していただき、再発防止に努めてください。

また、市の信頼に影響を及ぼすおそれのある不適正な事務処理が起こらないよう、職員間・グループ間・所属内において、話し合う機会を必ず設けてください。

なお、内部統制制度に関する関係通知等は、共有ライブラリーに掲載していますので、参考にしてください。

行政改革デジタル推進第2課
改革第4G